

令和8・9年度藤岡市小規模契約希望者登録申請の手引き

令和8年1月1日現在

1 小規模契約希望者登録制度について

この登録制度は、令和8・9年度に市が発注する小規模な工事、修繕、物品の購入、業務委託等の契約のうち、入札参加資格審査申請（指名参加願）のない方でも契約することができる「小額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に業者選定の対象とすることによって、市内事業者の受注機会の拡大に資することを目的としています。

※ 市との取引を希望する場合は、必ず登録手続きをおこなってください。（登録していない業者との取引は特殊な例を除き一切できません。）

2 対象となる契約等

対象となる小規模契約は、市が発注する小規模な工事・修繕、物品の購入、業務委託等の契約のうち、内容が軽易で履行の確保が確実であると認められるものであって、次の各号に掲げる契約の種類及び金額要件に該当するものに限定されます。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 工事又は製造の請負 | 1件あたりの設計金額が200万円以下のもの |
| (2) 物品等財産の買入れ | 1件あたりの予定価格が150万円以下のもの |
| (3) 機械、器具等物件の借入れ | 1件あたりの予定価格が 80万円以下のもの |
| (4) 財産の売払い | 1件あたりの予定価格が 50万円以下のもの |
| (5) 業務委託及び役務の提供等 | 1件あたりの予定価格が100万円以下のもの |

3 登録資格条件

小規模契約希望者登録制度に基づき登録できる者は、藤岡市内に主たる事業所を置く法人又は住所を有する個人で、次のいずれにも該当しないことが条件となります。

なお、建設業の許可の有無、会社経営の内容、技術職員の雇用状況などは問いません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 令和8・9年度藤岡市入札参加資格審査申請をおこなった者又はその名簿登録者
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) その他、公共発注の相手方として不適当であると市長が認めた者

4 登録申請の時期、方法等

(1) 申請書類

登録申請を希望する方は、藤岡市小規模契約希望者登録申請書（様式第1号）に次の書類を添えて申請してください。

- ①暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- ②市長が発行する「未納税額のないことの証明書」→窓口=納稅相談課
- ③個人営業の場合は、本籍地の市区町村長が発行する身分証明書→窓口=市民課（本市の場合
法人にあっては登記事項証明書→本庁舎内の法務局出張所）
- ④契約を希望する職種に必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ⑤建設工事・修繕の登録を希望する場合は「工事実績書」（様式第3号）
- ⑥その他、市長が特別に必要と認めた場合の書類

※1 ②・③については、申請日前3カ月以内に発行されたものとします。（写し可）

④は申請日時点で効力のあるものとします。

⑤は申請日前2年以内での主な実績とします。実績のない場合は提出不要です。

※2 証明書類の交付には認印、本人証明用の運転免許証等が必要です。代理人の場合には「委任状」が必要となります。

(2) 定期申請（随時申請）の受付期間・時間

- ①受付期間 令和8年2月9日（月）から令和8年3月6日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

②受付時間 午前9時から午後5時まで

※定期申請期間の終了後、令和8年4月1日からは随時申請として受け付けます。

(3) 登録の有効期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日（2カ年間）

※ 随時申請をおこなった場合は登録基準年から起算した残り期間となります。

(4) 申請書等の提出先（郵送不可）

①藤岡市総務部契約検査課 電話40-2223（直通）

② 同 鬼石総合支所鬼石振興課 電話52-3111

(5) 申請書等の提出部数 1部

5 小規模契約希望者登録名簿の取扱い

申請者は、簡単な資格審査後に「小規模契約希望者登録名簿」に登録されます。この名簿は市役所内に公開し、小規模契約案件の業者選定（見積合わせ等）の際に活用されます。また、入札・契約制度の透明性を確保するため、名簿は閲覧等により一般にも公開します。

なお、この名簿に登録されても業者選定や契約を確約するものではありませんので、予めご承知置きください。また、登録資格要件を満たさなくなった場合には、その期間は業者選定等の対象外となりますので注意ください。

6 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後、登録事項に変更等が生じた場合は、「藤岡市小規模契約希望者登録事項変更・廃止届」（様式第4号）を速やかに提出してください。

7 登録の取消し等

登録名簿に登載されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録の取消し、若しくは相当の期間指名停止等の措置を講じことがありますのでご注意ください。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき
- (2) 申請書等の記載事項を偽って記載したことにより登録名簿に登載された者
- (3) 登録者が、(1)から(5)に掲げる事項に該当するようになった時
- (4) 契約及びその履行に際して、不正又は不誠実な行為をおこなった者
- (5) その他、関係法令及び藤岡市契約規則等に違反する行為をおこなった者

8 請負代金の支払等

市から契約を受注したときは、契約書等に基づき履行期間内に契約事項を完了後、所定の検査を受け、検査合格後、正当な請求書の提出があった日から30日以内（工事及び製造の請負関係は40日以内）に代金を支払います。

9 申請書の入手方法

市役所契約検査課及び鬼石総合支所鬼石振興課で配布します。また、藤岡市のホームページからもダウンロードできます。

ダウンロード先

藤岡市ホームページ → 入札情報 → 業者登録・情報検索
→ 令和8・9年度藤岡市小規模契約希望者登録申請について

10 問い合わせ先

契約検査課 電話40-2223（直通）

別表（第2条第2項関係）

契約希望業種分類表

契約の種類	大 分 類	具体的な内容の例示（小分類）
建設工事・修繕	建築関係	大工、ガラス、網戸、建具、塗装、屋根、内装(カーテン・カーペット等)、畳、タイル、ブロック、雨樋、障子、襖、木工、防水等
	土木関係	防護柵、舗装、遊具、交通安全施設、その他一般土木、造園等
	設備関係	電気・照明設備、放送・警報、ボイラー、空調設備、板金、厨房設備、機械器具設備等
物品製造・販売	印刷製本	活版印刷、グラビア印刷、オフセット印刷、フォーム印刷、封筒、製本、タイプオフ印刷、ダイレクト印刷、点字印刷、地図・図面製作、写図、その他
	事務用品・機器	事務用品全般、鋼製什器、事務用家具、和洋紙、印章、OA機器、特殊事務用品、その他
	教育用品・機器	学校教材、教育機器、保育教材・遊具・玩具、その他
	書籍	図書、雑誌・刊行物、映像ソフト、その他
	理化学、医療・保健機器	理化学・計測機器、実験器具、医療用機器、医療・介護用用品・機器、その他
	薬品・衛生用品	医療用薬品、工業用薬品、農薬、動物用薬品、衛生用品、その他
	電気器具、放送・通信機器	電気製品・器具、放送・通信用機器、その他
	産業用機械	産業機械、建設用機械・機材、工作用機械、その他
	農林業用機器・器具	林業用機械・器具、農業用機械・器具、有害鳥獣駆除器具、その他
	農林業用品・資材	種苗、肥料、飼料、園芸資材、花き類、その他
	車両	自動二輪車、自転車、車両用部品・用品、その他

物品製造・販売	燃料類	ガソリン・軽油、重油、灯油、燃料用ガス、薪炭、その他燃料、暖房器具、その他
	厨房等機器	調理・流し台、洗面台、調理機器・器具、給湯器、食器、ガス機器、その他
	食料品	給食用食材、その他食料品、お茶、その他
	運動用品	運動用具、武道用品、キャンプ・登山用品、運動用機器・設備品、その他
	音楽用品	楽器類・楽譜、音楽用 CD 等、その他
	百貨店	ギフト用品、百貨
	繊維製品	制服、作業・事務服、白衣、寝具類、帽子、その他
	室内装飾品	カーテン、じゅうたん、壁紙、ブラインド、どん帳、暗幕、シート類、家具類、木工製品製造、その他
	写真・映像	写真機、撮影機、映写機、写真材料、DPE、青焼き・拡大コピー、その他
	記念品・時計	記章、カップ・トロフィー・盾、記念品、時計、貴金属、その他
	荒物・雑貨	家庭用金物、荒物、雑貨類、手芸用品、かばん、ゴム・ビニール製品、陶磁器、靴、皮革製品、その他
	看板・展示品	看板・案内版、横断幕、模型、ステッカー類、その他
	道路標識等機材	標識、カーブミラー、バリケード、保安灯、その他
	工事用資材・工具	アスファルト合材、木材、建築金物、塗料、生コン・セメント、碎石・砂利、仮設資材、電気ケーブル、工具類、その他
	コンクリート製品	ヒューム管、陶管、PC 板、ブロック、その他
	鉄鋼・非鉄金属製品	鋼材、钢管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、铸鉄品、塩ビ管、その他

物品製造・販売	消防・防災用品	防災用品、消火器・消火薬剤、救急用機器、消防用機器・機材、その他消防・防災用品
	水道用品関係	水道用特殊部品、水処理薬剤、その他
	特殊物品関係	清掃工場用物品、選舉用品、斎場用物品、美術・工芸品、ペット用品、大型遊具、その他特殊部品
	その他の物品	上記のいずれにも属さない物品
役務等の提供 (業務委託関係)	清掃	建物清掃、貯水槽・高架水槽の清掃、浄化槽・沈殿槽・分離槽清掃、除草、樹木剪定、芝生管理、管渠清掃、道路・水路清掃、下水道維持管理、その他清掃
	警備	有人警備(施設)、有人警備(誘導)、機械警備、その他警備
	消毒・害虫駆除	ねずみ・蜂類等、シロアリ、くん蒸、その他害虫等駆除
	保守管理	施設管理、施設・設備運転管理、駐車場管理、道路等管理、電気設備、通信・放送設備、舞台装置、昇降機、昇降機以外の機械設備、空調・衛生設備、消防・防災設備、事務用機器、遊具・体育器具、その他保守管理
	クリーニング	クリーニング・ランドリー、リネン・サプライ、寝具丸洗い・乾燥・消毒
	廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処分、産業廃棄物収集運搬、産業廃棄物処分、その他廃棄物処理
	運搬業務	旅客輸送、貨物輸送、旅行企画、倉庫保管、その他運搬業務
	情報処理	システム開発・保守、データ作成、その他情報処理
	検査・分析・調査	環境関係調査、環境計量証明、世論調査、市場調査、交通調査、地域計画調査、調査・研究(シンクタンク)、土地測量・家屋調査、不動産鑑定評価、その他検査・分析・調査
	研修・講習	研修、講習業務
	事務処理	筆耕等事務補助、不動産関係事務・業務、その他事務処理

役務等の提供 (業務委託関係)	人材派遣	労働者派遣
	リース・レンタル	事務用機器、電算システム、産業・建設機器、動植物、情報機器、イベント用品、その他リース・レンタル
	医療福祉	福祉サービス業務、給食サービス業務、検診・予防接種・各種医療検査、その他医療福祉
	車両整備	自動車整備、機械整備
その他		ピアノ調律、その他業務、保険
物品の購入	資源回収	鉄くず、非鉄金属くず、古紙、ビン類、ペットボトル、古物、火葬残骨灰、その他